

北空知圏地場産農産物利活用推進協議会学校給食用地場産農産物
拡大事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食等における地場産農作物並びにその加工品の利活用推進及び販路拡大、事業化並びにブランド化を図るために農産物生産者及び農産物加工者に対して支援金を交付することについて必要な事項を定めることにより、雇用の創造と地域経済の活性化の推進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受ける事ができる者は、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町（以下「北空知圏」という。）に住所を有する学校給食用農産物生産者及びその加工者とする。

(交付対象となる事業)

第3条 交付対象となる事業は、北空知圏学校給食センター（以下「給食センター」という。）において、学校給食用食材として使用している野菜、穀物並びに果物等（以下「農産物」という。）及び今後使用が想定される農産物の内、現在北空知圏から納品されていない農産物を新たに生産する事業及び北空知圏産農産物の加工品の開発事業であって、第1条の目的の達成に寄与すると、北空知圏地場産農産物利活用推進協議会会長（以下「会長」という。）が認めるものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 農産物を新たに生産する試験栽培（以下「試験栽培」という。）のための資材・種子・苗・肥料などの物品の購入に必要な費用に対する支援金の額は、1件の申請当たり年間10万円を上限とする。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (2) 北空知圏産農産物を使用した新たな加工品の試作（以下「加工品試作」という。）に対する費用に対しての支援金の額は、1件の申請当たり年間30万円を上限とする。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (3) 給食センターで使用する需要予定に合わせ栽培（以下「計画栽培」という。）した農産物に対する支援金の額は、給食センター用農産物として市場で取引された価格の5分の1の額とする。なお、計画栽培に要する費用については、第1号の適用を受けない。
- (4) 前各号に掲げるものを除き、この事業を推進するにあたり、会長が特に必要と認める事項に要した費用の額。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学校給食用地場産農産物拡大事業支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 学校給食用地場産農産物拡大事業生産者登録兼栽培計画書（別記様式第2号）
- (2) 学校給食用地場産農産物加工品開発計画書（別記様式第3号）
- (3) その他必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により提出された学校給食用地場産農産物拡大事業支援金交付申請書を審査し、交付の決定を行うものとする。

2 会長は、前項に規定する交付決定を行ったときは、その内容を、学校給食用地場産農産物拡大事業支援金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付変更申請等）

第7条 申請者は、交付決定を受けた支援金の申請に係る内容を変更し、又は対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、事業内容の変更にあつては学校給食用地場産農産物拡大事業支援金交付変更承認申請書（別記様式第5号）を、事業の中止にあつては学校給食用地場産農産物拡大事業支援金交付中止承認申請書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて会長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項に規定する必要な書類は、事業内容の変更にあつては第5条各号に規定する書類を、事業の中止にあつては第11条に規定する実績報告書を準用する。

（支援金の交付決定の変更等）

第8条 会長は、前条の規定により提出された学校給食用地場産農産物拡大事業支援金交付変更承認申請書又は学校給食用地場産農産物拡大事業支援金交付中止承認申請書を審査し、交付決定の変更又は中止を行う。

2 会長は、前項の規定により交付決定を変更又は中止したときは、学校給食用地場産農産物拡大事業支援金交付変更（中止）承認通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付決定の取消）

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合

（2） 支援金の交付決定に付した条件に違反した場合

（3） この要綱に違反したと認められる場合

（支援金の返還）

第10条 会長は、第8条及び第9条の規定による支援金の交付決定の変更並びに中止及び取消をした場合において、既に支援金が交付されているときは、当該支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（実績報告）

第11条 支援金の交付決定を受けた者は、試験栽培及び計画栽培にあつては農産物の収穫終了後、学校給食用地場産農産物拡大事業実績報告書（別記様式第8号）を、加工品試作にあつては加工品の納品時に学校給食用地場産農産物加工品開発事業実績報告書（別記様式第9号）を、会長に提出しなければならない。

（支援金の請求）

第12条 申請者は、交付決定を受けたときは、学校給食用地場産農産物拡大事業支援金請求書（別記様式第10号）により、支援金を請求することができる。

2 支援金の請求は、試験栽培においては各々の支出費用の確定ごと、計画栽培においては農産物の取引の確定ごとに、随時、請求することができる。

3 会長は、前2項の請求があつたときは、支援金を交付する。

（試験栽培の収穫農産物）

第13条 試験栽培において収穫された農産物は、必要量を市場価格で、北空知圏地場産農産物利活用推進協議会が買い取る。

2 試験栽培において収穫された農産物の内、前項の規定により北空知圏地場産農産物利活用推進協議会が買い取った農産物以外の農産物の取扱いについては、申請者に委ねる。
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月11日から施行する。